



令和2年8月3日(月) 岐阜県発表資料

担当課	担当係	担当者	電話番号
(公財)岐阜県産業経済振興センター	産業振興部総合支援課	花村 金利	直通058-277-1079 FAX 058-273-5961
商業・金融課	資金融資係	林 徹	内線3062 直通058-272-8389 FAX 058-278-2672
地域振興課	移住定住係	堀 寛宜	内線2056 直通058-272-8078 FAX 058-278-3530

東京圏からU I Jターンをして起業する方を対象に 「岐阜県地域課題解決型起業支援金」の交付希望者を追加募集します

県では、東京圏からのU I Jターンの促進及び県内の担い手不足の解消を図るとともに、まちづくり、地域交通支援、社会福祉などの各分野において、移住者の社会的起業による新たな視点を取り入れることで、地域経済の活性化を図るため、「岐阜県地域課題解決型起業支援金」により、東京23区に在住又は在勤の方が本県に移住し、地域の課題解決に取り組む起業を支援します。

このたび、令和2年度「岐阜県地域課題解決型起業支援金」の交付希望者を追加募集しますので、お知らせします。

1 「岐阜県地域課題解決型起業支援金」概要

○補助対象者：以下の要件を全て満たす者（詳細は募集要項^{※1}を参照）

(1) 移住

・平成31年4月1日から令和元年12月19日までに移住した場合

住民票を移す直前に連続して5年以上、東京23区に在住していた者又は東京圏^{※2}在住で23区へ通勤していた者

・令和元年12月20日以降に移住した又は令和2年12月31日までに移住予定の場合

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏^{※2}在住で23区へ通勤していた者で、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏^{※2}に在住し、東京23区への通勤をしていた者

・平成31年4月1日以降に岐阜県に転入していること

・既に転入している場合は、起業支援金の交付決定時において転入後1年内となる見込みであること

・岐阜県内市町村に転入後5年以上、継続して居住する意思がある者

(2) 起業

・岐阜県内において、令和2年5月12日～12月31日までに個人開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者として新たに事業を開始する者

※1 募集要項：<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2020080301/index.asp>（岐阜県産業経済振興センターホームページ）

※2 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（過疎地域自立促進特別措置法等で指定する条件不利地域を除く）

- 補助対象事業：岐阜県内で実施する、地域の課題解決に資する社会的事業
(まちづくりの推進、過疎地域等活性化など)
- 補助対象経費：人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、委託費
- 補助対象期間：交付決定日（事業計画書提出から概ね6週間後）～12月31日
- 補助率・補助上限：補助率 2分の1以内、補助限度額 200万円
- 補助件数：3件程度

2 応募方法

- 応募期間：令和2年8月3日（月）～10月30日（金）【**必着**】
ただし、応募状況等により終了期日を予告なく早める場合があります。
- 提出方法：岐阜県産業経済振興センターホームページ（<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2020080301/index.asp>）から申請用紙をダウンロードし作成のうえ、直接持参するか郵送（簡易書留など配達されたことが証明できる方法）で提出してください。
- 問い合わせ・申し込み先：
(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課
〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階
TEL：058-277-1079 FAX：058-273-5961
URL：<https://www.gpc-gifu.or.jp> E-mail：sien@gpc-gifu.or.jp
- 選考方法：書類審査を行います。

3 その他

起業支援金の交付決定を受けた方は、あわせて東京圏から移住した方に支給される移住支援金（最大100万円（世帯100万円、単身60万円））も受給することができます。詳細は、転入先の各市町村の窓口（移住定住担当課）にお問い合わせください。